

AI・IoT 導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内企業の生産性や付加価値の向上を図るために、AI や IoT を活用したシステム・機器等を導入して実施する県内中小企業者のモデル的な取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、AI や IoT を活用したシステム・機器等を導入して実施する県内中小企業者のモデル的な取組とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「県内中小企業者」とは、新潟県内に本社又は事業所、工場を設置している中小企業者で、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に該当する者をいう。
ただし、以下のいずれかに該当する者を除く。
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上が同一の大企業（特定ベンチャーキャピタル及び県内を本社所在地とする大企業は除く。イ及びウも同じ。）の所有に属している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上が大企業（中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者）の所有に属している中小企業者
 - ウ 役員の総数の 2 分の 1 以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者
- (2) 「AI や IoT を活用したシステム・機器等」における「AI」とは、ディープラーニングや機械学習を取り入れた AI 類を指し、「AI の活用」とは、AI 製品や WebAPI 等により AI 機能を提供するサービスを使用することを指す。また、「IoT の活用」とは、単に従来から行われている単独機器の自動化や工程内の生産管理ソフトの導入にとどまらず、複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される各種の情報・データを活用して、①監視（モニタリング）、②保守（メンテナンスサービス）、③制御（コントロール）、④分析（アナライズ）のいずれか又は複数を行うものをいう。なお、「活用」とは、AI・IoT 両方の活用でも、いずれかの活用でも良いものとする。
- (3) 「モデル的な取組」とは、単なるシステム・機器等の導入ではなく AI や IoT の活用により生産性や付加価値の向上を図るものであり、かつ、他の中小企業者への波及効果が期待できるものをいう。なお、取組は、新潟県内で実施するものとする。

(交付基準)

第4条 この補助金は、次の各号に定める基準により交付するものとする。

- (1) 交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表 1 に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認める経費とする。
- (2) 県が交付する補助率等は、別表 2 のとおりとする。

- 2 この補助金の交付額は、前項に定める補助対象経費の額の範囲内で、知事が定める額とする。
- 3 国、市町村、団体及び新潟県の他の補助金との併用はできないものとする。
- 4 補助対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）については、次の各号に該当する者を除く。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（交付の条件）

第5条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（第11条に定める軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。また、補助金の交付の決定を取り消した場合において既に補助金が交付されているときはその返還をさせること。
- (5) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は破棄しようとするときには、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 取得財産等を規則第19条の知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又はその一部を県に納付させることがあること。
- (7) 取得財産等は、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びその証拠書

類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。

(9) 補助事業完了後2年間は、AIやIoTを活用したシステム・機器等の導入効果等について報告しなければならないこと。

(交付申請書)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事が指定する日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条に基づき交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(事業の着手時期)

第8条 事業の着手時期は交付決定のあった日以降でなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(変更の承認申請)

第10条 第5条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第11条 第5条第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれかに該当するものとし、実績報告の際に変更を報告することとする。

- (1) 補助対象経費の20パーセント以内の変更で、かつ、補助金額の変更を伴わないもの
- (2) 別表1に掲げる補助対象経費の経費区分欄に掲げる各経費相互間のいずれか低い額の20パーセントを超えない経費の配分変更

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第12条 第5条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第3号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第 13 条 第 5 条第 3 号の規定により知事の指示を求める場合には、速やかに別記第 4 号様式による遅延等報告書を知事に提出しなければならない。

(実施状況報告)

第 14 条 補助事業者は、知事が必要と認めて指示したときは、知事が指定する期日までに実施状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（当該補助事業に係る補助対象経費全額の支払完了をもって補助事業の完了とし、第 12 条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）から起算して 30 日以内又は当該補助金の交付を申請する日が属する会計年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに、別記第 5 号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 16 条 知事は、前条第 1 項の実績報告書の提出があった場合は、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容（第 10 条の規定による承認をしたときには、その承認をした内容）及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第 17 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、遅滞なく補助事業者に補助金を支払うものとする。

(立入検査等)

第 18 条 知事は、補助事業に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、補助事業に係る関係帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは職員に質問をさせることができる。

2 本事業終了後、会計検査員等が実地検査に入ることがある。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければならない。

(是正のための措置)

第 19 条 知事は、補助事業の完了又は中止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

(取得財産の処分の制限)

第20条 規則第19条第4号及び第5号に規定する知事が定める財産は、この助成金により取得し、又は効用の増加した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が1件50万円以上のものとする。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月通商産業省告示第360号）の別表の一の項に定める処分制限期間とする。

3 規則第19条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第6号様式による補助事業財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

(導入効果等の報告)

第21条 第5条第9号の規定による導入効果等の報告は、別記第7号様式のとおりとし、補助事業の完了年度から2年間、毎年度の9月30日及び3月31日までに知事に提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第 22 条 この交付要綱に定めるもののほか、この交付要綱の施行に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 18 日から施行する。

別表1 補助対象経費

経費区分	内 容
機械装置・器具・システム等導入費	専ら本事業のために使用される、機械装置（機械、装置、部品（センサー等）、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機等）及び専用ソフトウェアの購入、製作、改良、据付、運搬に要する経費
専門家経費	本事業の実施に当たり、外部（専門家等）から技術指導を受ける場合に要する謝金や旅費
外注費	本事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することができないもの又は適当でないもの（機械装置・システム等の開発・設計等）の外注に要する経費
その他経費	本事業を行うために必要な経費のうち、本事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの

【補助対象外経費】

- ・消費税、振込手数料
- ・インターネット利用料金等の通信費（クラウドコンピューティングの利用に関する経費を含む。）
- ・汎用性があり、目的外使用となり得るもの（事務処理用のPC関連、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ等）
- ・その他本事業と関係ない経費

別表2 補助率等

補助率	補助上限額
2分の1以内	1件当たり2,500千円

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者名称
代表者の役職・氏名 印

年度 AI・IoT 導入促進補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行いたいので、AI・IoT 導入促進補助金交付要綱第6条の規定により補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の概要

取組名	
導入するシステム・機器等	
設置箇所	
事業目標	

2 補助対象経費及び補助金交付申請額

- (1) 補助対象経費 円
(2) 補助金交付申請額 円

3 補助事業完了予定日 年 月 日

4 添付資料

- (1) 別紙 事業計画書
(2) 導入するシステム・機器等の概要が分かる資料

事業計画書

1 企業概要

申請者名（法人名）	
代表者職・氏名	
住 所	〒 (本社が県外にある場合には、本社所在地を以下へ記入してください。) 〒
業 種 (日本標準産業分類の中分類)	
主な事業内容	
設立年月	年 月
資本金の額	円
従業員数	人 (年 月 日現在)
直近の売上高	千円 (年 月期)
担当者連絡先	所属: 職・氏名: TEL: FAX: メールアドレス:

2 補助事業の内容

取組名	
事業目的、背景	※補助事業を実施する目的や、事業を実施する背景となる自社の現状と課題について記載してください。
導入するシステム ・機器等の概要	※導入しようとするシステム・機器等の概要（開発企業、仕様、特徴等）について、課題の解決方法も分かるように記載してください。
運用方法	※システム・機器の運用（設置箇所、取得データ、データ分析方法・利用方法等）について記載してください。

事業における目標	※システム・機器等を導入することで達成する導入効果や目標について、測定方法等も分かるように記載してください。
事業の発展性	※更なる導入効果を図るために、考えられる今後の展開について記載してください。(例：収集したデータの他業務での活用、同システムの他部署での活用等)
事業のモデル性、波及効果	※次の内容が分かるように記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の内容は県内企業のどの分野（業務）において、どのような効果があると考えられるか。 ・事業の波及効果を高めるための取組（例：導入施設における見学会の開催等）
実施体制	

(注) 必要に応じ、参考となる資料やイメージ等を添付すること。

3 実施スケジュール

取組工程（導入、運用、効果測定等）の別に項目を分け、月毎のスケジュールが分かるように記載してください。

時期 実施項目	月	月	月	月	月	月	月	月

(注) 行は適宜加除すること。

4 事業費

(1) 補助金交付申請額等

(単位：円)

事業に要する経費 (A)	補助対象経費 (B)	補助金交付申請額 (C)	事業者負担額 (A - C)

(2) 補助対象経費の明細

(単位：円)

経費区分	経費内訳	単価	数量	事業に要する 経費 (A)	補助対象 経費 (B)	補助金交付申 請額 (C) (B) × 1/2 以内
機械装 置・器具・ システム 等導入費						
	小計					
専門家経 費						
	小計					
外注費						
	小計					
その他経 費						
	小計					
合計						

(3) 資金調達内訳

(単位：円)

区分	事業に要する経費	資金調達先
補助金 (C)		
自己資金		
借入金		
その他		
合計		

- (注) 1 当該事業に該当する経費のみ記載すること。
 2 金額については、消費税を除いた額を記載すること。
 3 補助金交付申請額 (C) は、補助対象経費 (B) の 1/2 以内又は補助上限額のいずれか低い額を記載すること。

新潟県知事 様

申請者住所
申請者名称
代表者の役職・氏名 印

年度 AI・IoT 導入促進補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業について、下記のとおり変更したいので、AI・IoT 導入促進補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 補助金等

(単位：円)

	変更前	変更後
補助対象経費		
補助金交付申請額		
補助金交付決定額		

(2) 補助事業の内容

3 添付書類

(1) 別紙 事業計画書（別記第1号様式 別紙）

(注) 事業計画書は新たに作成するものとし、「4 事業費」の各項目については、その上段に括弧書きで変更前の計画を記載すること。

年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者名称
代表者の役職・氏名 印

年度 AI・IoT 導入促進補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、AI・IoT 導入促進補助金交付要綱第12条の規定により承認を申請します。

記

- 1 補助事業の中止（廃止）の理由

- 2 中止の期間（廃止の時期）

- 3 中止（廃止）しようとする以前の遂行状況
 - (1) 補助事業の取組状況

 - (2) 経費の執行状況

年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者名称
代表者の役職・氏名 印

年度 AI・IoT 導入促進補助金遅延等報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業について、
予定の期間内に完了しない（事業の遂行が困難となった）ので、AI・IoT導入促進補助金交付要
綱第13条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 補助事業が予定の期間に完了しない（事業の遂行が困難となった）事由及び原因
- 4 3の事由に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）事由を立証する書類を添付すること。

年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者名称
代表者の役職・氏名 印

年度AI・IoT導入促進補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業が完了したので、AI・IoT 導入促進補助金交付要綱第15条の規定により下記のとおり実績を報告し、併せて 円を請求します。

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 事業実績 別紙「事業実績概要」のとおり
- 3 補助事業完了年月日 年 月 日

4 振込先

金融機関名		支店名	
口座番号		口座種別	1 当座 2 普通
口座名義人 (フリガナ)			

5 添付書類

- (1) 別紙 事業実績概要
- (2) その他知事が指示するもの

事業実績概要

1 補助事業の内容

取組名	
導入したシステム ・機器等の概要	
実施内容	
目標の達成状況 (達成見込)	
成果及び課題	

(注) システム・機器等の設置・活用状況が分かる写真、イメージ図など参考になる資料を添付すること。

2 実施工程

時期 実施項目	月	月	月	月	月	月	月	月

(注) 行は適宜加除すること。

3 事業費

(1) 補助金額等

(単位：円)

事業に要する経費 (A)	補助対象経費 (B)	補助金額 (C)	事業者負担額 (A - C)

(2) 補助対象経費の明細

(単位：円)

経費区分	経費内訳	単価	数量	事業に要する 経費 (A)	補助対象 経費 (B)	補助対象経費 (交付申請時)
機械装 置・器具・ システム 等導入費						
	小計					
専 門 家 経 費						
	小計					
外注費						
	小計					
そ の 他 経 費						
	小計					
合計						

(3) 資金調達内訳

(単位：円)

区分	事業に要する経費	資金調達先
補助金 (C)		
自 己 資 金		
借 入 金		
そ の 他		
合 計		

- (注) 1 当該事業に該当する経費のみ記載すること。
 2 金額について、消費税を除いた額を記載すること。
 3 補助金交付申請額 (C) は、補助対象経費 (B) の 1/2 以内又は交付決定額のいずれか低い額を記載すること。
 4 支払証拠書類 (見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等の写し) を添付すること。
 ※代金を補助対象経費以外のものと区別せずに支払った場合は、支払証拠書類とは別に内訳明細書を添付すること。

年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者名称
代表者の役職・氏名 印

年度 AI・IoT 導入促進補助金に係る財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた標記補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、AI・IoT導入促進補助金交付要綱第20条の規定により承認を申請します。

記

- 1 処分予定の取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分理由

年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者名称
代表者の役職・氏名 印

年度 AI・IoT 導入促進補助金に係る導入効果等報告書

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた標記補助金に係る導入効果等について、AI・IoT導入促進補助金交付要綱第21条の規定により報告します。

記

1 導入効果

2 目標達成状況

当初目標（交付申請時）	現状（ 年 月時点）

3 導入効果や波及効果等を高めるための取組の実施状況

4 事業実施効果

※導入効果や目標達成状況以外に、補助事業実施による効果（職員の働き方の変化、システム管理部署の設立等）があれば記載願います。

（注）必要に応じて、状況が分かる写真や資料等を添付すること。